

公務災害等に関する相談窓口

裁判所職員が公務上の災害又は通勤による災害に遭った場合の相談窓口は、次のとおりです。

最高裁判所事務総局人事局総務課給与第一係

(担当者直通番号：03-4233-5341)

※職員、退職者又はその家族の方を対象とした相談窓口です。

※公務災害等に関する事務は、災害発生時に職員が所属していた裁判所（簡易裁判所及び検察審査会に所属していた職員については、当該簡易裁判所及び検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所）の人事担当部署において取り扱いますが、各裁判所の担当部署が不明な場合等の御相談は、上記連絡先まで御連絡ください。